

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章 [略] 第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 [略] 第 3 章 [略] 第 4 章 生活介護 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 [略] 第 5 章 短期入所 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 [略] 第 6 章・第 7 章 [略]	目次 第 1 章 [略] 第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の 2－第44条の 4）</u> 第 4 節 [略] 第 3 章 [略] 第 4 章 生活介護 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の 2－第95条の 5）</u> 第 4 節 [略] 第 5 章 短期入所 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の 2－第110条の 4）</u> 第 4 節 [略] 第 6 章・第 7 章 [略]

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節・第2節 [略]

第3節 [略]

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節・第2節 [略]

第3節 [略]

第10章～第12章 [略]

第13章 共同生活援助

第1節・第2節 [略]

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに
設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

第2款 設備及び運営に関する基準（第201条の4－第201条の12）

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節・第2節 [略]

第3節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2－第149条
の4）

第4節 [略]

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節・第2節 [略]

第3節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2－第159条
の4）

第4節 [略]

第10章～第12章 [略]

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針（第194条の2）

第2節 設備及び運営に関する基準（第194条の3－第194条の12）

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 設備及び運営に関する基準（第194条の14－第194条の20）

第15章 共同生活援助

第1節・第2節 [略]

第3節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに
設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

第2款 設備及び運営に関する基準（第201条の4－第201条の11）

第4節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに
設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第201条の12・第201条の13）

第2款 設備及び運営に関する基準（第201条の14－第201条の22）

第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）

第15章 削除

第16章 [略]

第17章 [略]

附則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 支給決定障害者等 法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(13) [略]

(14) [略]

(15) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定障害児通所支援の事業等の設備及び運

第16章 多機能型に関する特例（第202条―第205条）

第17章 [略]

第18章 [略]

附則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(13) [略]

(14) 共生型障害福祉サービス 法第36条第1項の規定による法第29条第1項の指定（法第41条の2第1項に規定する者の申請に係るものに限る。）を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

(15) [略]

(16) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定障害児通所支援の事業等の設備及び運

営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第73条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第13章までに規定する事業を行う者に限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 [略]

（指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の2及び第201条の10第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、同条例第72条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び同条例第73条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第15章までに規定する事業を行う者に限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 [略]

（指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

第3節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準
（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準
（準用）

第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）及び前節（第8条、第9条及び第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。

第4節 [略]

（基準該当居宅介護事業所に置くべき従業者の員数）

第45条 [略]

（運営に関する基準）

第49条 第5条第1項及び第2節（第6条から第9条まで、第22条第1項、

第3節 [略]

（基準該当居宅介護事業所に置くべき従業者の員数）

第45条 [略]

（運営に関する基準）

第49条 第5条第1項及び前節（第6条から第9条まで、第22条第1項、第

23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第36条中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、前節(第6条から第9条まで、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第36条中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

(工賃の支払)

第87条 [略]

第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第36条中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第2節(第6条から第9条まで、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第36条中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

(工賃の支払)

第87条 [略]

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため

、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第3節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（同条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定児童発達支援事業所（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（同条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型

通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（１） 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積が、省令に規定する面積以上であること。

（２） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（１） 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（同条例第72条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下

第3節 [略]

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号)第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(同条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。

(2) [略]

とすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び第84条から第94条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4節 [略]

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を基準該当生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自

通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、18人）以下とすること。

(2) [略]

立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の6において準用する同条例第55条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。））にあつては、18人）以下とすること。

(2) [略]

第3節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1）指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期

入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積が、省令に規定する面積以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積が、省令に規定する面積以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び第103条から第108条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4節 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定によ

第3節 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定によ

り基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。

(2) [略]

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 [略]

(サービス利用計画の作成)

第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサ

り基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の6において準用する同条例第55条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。

(2) [略]

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 [略]

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

サービス利用計画の原案に記載された障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

第142条 自立訓練（機能訓練）（法施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して、法施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」

- 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

第142条 自立訓練（機能訓練）（法施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1

とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第3節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第149条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、省令に規定する面積以上であること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条

第3節 [略]

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(指定地域密

まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び第146条から第148条までの規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4節 [略]

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の6において準用する同条例第55条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト

着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人) 以下とすること。

(2) [略]

第152条 自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して、法施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人) 以下とすること。

(2) [略]

第152条 自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第3節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準

〕

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、省令に規定する面積以上であること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び第156条から第158条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4節 [略]

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第3節 [略]

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) [略]

(準用)

第167条 [略]

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の6において準用する同条例第55条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

(2) [略]

(準用)

第167条 [略]

(通勤のための訓練の実施)

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第168条 [略]

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター(以下「障害者就業・生活支援センター」という。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」の」とあるのは「支給決定

(実習の実施)

第168条 [略]

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」の」と

障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

あるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定就労定着支援事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者に関する規定の準用）

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

（設備、備品等）

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 指定就労定着支援の利用の申込みを行った者（以下この号において

「利用申込者」という。)の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該利用の申込みを行った指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める業務

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、規則で定める要件を満たす指定障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着を促進し、及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族に対して、当該就労に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により支援を行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、雇用されている通常の事業所を指定就労定着支援を提供している期間内に離職する利用者であって、当該離職の後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事

業者をいう。以下同じ。)その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談への対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定自立生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者に関する規定の準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

(設備に関する規定の準用)

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設を運営する者又は法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに、当該利用者の居宅への訪問等により状況の把握を行わなければならない。

第13章 [略]

第1節 [略]

第195条 [略]

(介護及び家事等)

第199条 [略]

2 [略]

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対して指定共同生活援助を提供する事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況の把握を踏まえ、利用者の家族、当該利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者と常時連絡することができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第15章 [略]

第1節 [略]

第195条 [略]

(介護及び家事等)

第199条 [略]

2 [略]

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対して指定共同生活援助を提供する事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供されるものを除く。)を受けさせてはならない。

第3節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第201条の2 前2節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同

生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）が日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者に関する規定の準用）

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

（設備の基準）

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一の建物の入居定員の合計は、20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人（当該共同生活住居を改築する時点における入居定員が30人未満の共同生活住居にあっては、当該入居定員）以下とすることができる。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(実施主体)

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第99条に規定する指定短期入所の事業を行う指定障害福祉サービス事業者（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所において当該事業を行う者に限る。）でなければならない。

（介護及び家事等）

第201条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該利用者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供されるものを除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定特定相談支援事業者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て当該利用者に代

わって当該手続等を行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、その設置する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が所在する市町村が設置する法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して、定期的に、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告及び評価並びに要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4節 [略]

(趣旨)

第201条の12 第1節及び第2節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共

第3節 [略]

(趣旨)

第201条の2 前2節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助

計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 [略]

（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第201条の4 [略]

（人員に関する規定の準用）

第201条の5 [略]

（設備に関する規定の準用）

第201条の6 [略]

（内容及び手続の説明及び同意）

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護

同生活援助計画（第201条の22において読み替えて準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第201条の13 [略]

（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第201条の14 [略]

（人員に関する規定の準用）

第201条の15 [略]

（設備に関する規定の準用）

第201条の16 [略]

（内容及び手続の説明及び同意）

第201条の17 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の19に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護

サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 [略]

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の8 [略]

(運営規程)

第201条の9 [略]

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 [略]

(勤務体制の確保等)

第201条の11 [略]

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。

サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 [略]

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の18 [略]

(運営規程)

第201条の19 [略]

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の20 [略]

(勤務体制の確保等)

第201条の21 [略]

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。

）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）」と、第199条第3項中「指定共同生活援助を提供する事業所の従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第14章 [略]

（多機能型事業所における従業者の員数等に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）（以下「多機能型事業所」という。）における従業者の員数等に関する特例は、省令に規定するところによる。

2 [略]

第15章 削除

第204条及び第205条 削除

第16章 [略]

）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）」と、第199条第3項中「指定共同生活援助を提供する事業所の従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第16章 [略]

（多機能型事業所における従業者の員数等に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」という。）における従業者の員数等に関する特例は、省令に規定するところによる。

2 [略]

第204条及び第205条 削除

第17章 [略]

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第206条 [略]

第17章 [略]

第211条 [略]

附 則

1～3 [略]

(地域移行支援型ホームの特例)

4 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第198条第1項(第201条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1)・(2) [略]

5 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等について第198条第2項から第9項まで(第201条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第198条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

6～8 [略]

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

9 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の12において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第7項に定める期間内に附則第8項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第206条 [略]

第18章 [略]

第211条 [略]

附 則

1～3 [略]

(地域移行支援型ホームの特例)

4 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第198条第1項(第201条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1)・(2) [略]

5 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等について第198条第2項から第9項まで(第201条の16において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第198条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

6～8 [略]

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

9 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の22において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第7項に定める期間内に附則第8項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

10 [略]

11 地域移行支援型ホーム事業者は、その設置する地域移行支援型ホームが所在する市町村が設置する法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。))に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行っていた者に関する特例)

12 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っていた者に限る。)は、第198条第1項(第201条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

13～15 [略]

(平成18年4月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

16 指定共同生活援助事業者等は、平成18年4月1日以前から存する指定共同生活援助事業所で、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項及び第8項(これらの規定を第201条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サ

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

10 [略]

11 地域移行支援型ホーム事業者は、その設置する地域移行支援型ホームが所在する市町村が設置する協議会等に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行っていた者に関する特例)

12 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っていた者に限る。)は、第198条第1項(第201条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

13～15 [略]

(平成18年4月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

16 指定共同生活援助事業者等は、平成18年4月1日以前から存する指定共同生活援助事業所で、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項及び第8項(これらの規定を第201条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サ

ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「旧指定基準」という。）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

17 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

18 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) [略]

19 [略]

ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「旧指定基準」という。）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

17 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

18 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) [略]

19 [略]

(平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

20 平成18年10月1日以前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム(以下「身体障害者福祉ホーム」という。)、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等について、第198条(第201条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第198条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とする。

21・22 [略]

(平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

20 平成18年10月1日以前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム(以下「身体障害者福祉ホーム」という。)、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等について、第198条(第201条の16において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第198条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とする。

21・22 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（従業者の員数に関する特例）</u></p> <p><u>第6条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第9条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第9条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第9条において同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号。第9条において「指定入所施設基準条例」という。）第5条に定める基準を満たすことをもって、前条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>（設備に関する特例）</u></p> <p><u>第9条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第6条に定める基準を満たすことをもって、前条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 平成24年4月1日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるもの</p>	<p><u>第6条 削除</u></p> <p><u>第9条 削除</u></p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 平成24年4月1日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の児童福祉法<u>（昭和22年法律第164号）</u>第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障</p>

に対する第8条第2項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

害者支援施設となるものに対する第8条第2項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

8・9 [略]

8・9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。<u>以下同じ。</u>）の事業及び保育所等訪問支援（<u>同条第5項に規定する保育所等</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、<u>居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童</u></p>

訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(工賃の支払)

第44条 [略]

(基本方針)

第51条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して、法施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(工賃の支払)

第44条 [略]

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター(以下「障害者就業・生活支援センター」という。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(基本方針)

第51条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して、法施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数)

第64条 [略]

(実習の実施)

第65条 [略]

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター（以下「障害者

(基本方針)

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数)

第64条 [略]

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第65条 [略]

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければな

就業・生活支援センター」という。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

らない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第2条第8号に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)であつて、この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設に係る同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、同条例第2条第2号に規定する施設障害福祉サービスと同項に規定する指定入所支援を同一の施設において一体的に提供しているものに係る指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数等並びに指定障害者支援施設の設備の基準については、第2条の規定による改正後の指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第8条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1・2 [略]	1・2 [略]
3 この条例の施行の際現に改正前の条例第195条に規定する指定共同生活援	3 この条例の施行の際現に改正前の条例第195条に規定する指定共同生活援

助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）については、改正後の条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、改正後の条例第201条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）については、改正後の条例第201条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、改正後の条例第201条の14の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。